



2020年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 島 精 機 製 作 所
代 表 者 名 代表取締役社長 島 三 博
(コード番号 6222 東証1部)
(問合せ先) 取締役執行役員経理財務部長
南 木 隆
(TEL 073-471-0511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第59回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定により経営の効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年6月25日(予定)

以 上

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第 5 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、<u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 <p>第 5 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 補欠者の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会) 第 2 2 条 (条文省略)</p> <p>(2) 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 2 3 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(代表取締役) 第 2 4 条 <u>当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第 2 5 条 取締役会の決議によって会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第 2 6 条～第 2 7 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会) 第 2 2 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日より 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(3) <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 2 3 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役) 第 2 4 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 2 5 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第 2 6 条～第 2 7 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への業務執行の決定の委任) 第 2 8 条 <u>当社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任) 第31条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会) 第33条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日より3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p> <p>(補欠監査役) 第35条 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 (2) 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会) 第31条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。 (2) <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) <u>第(1)項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(4) <u>補欠監査役を選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>第39条～第42条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>第34条～第37条 (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>2020年6月開催の第59回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>